

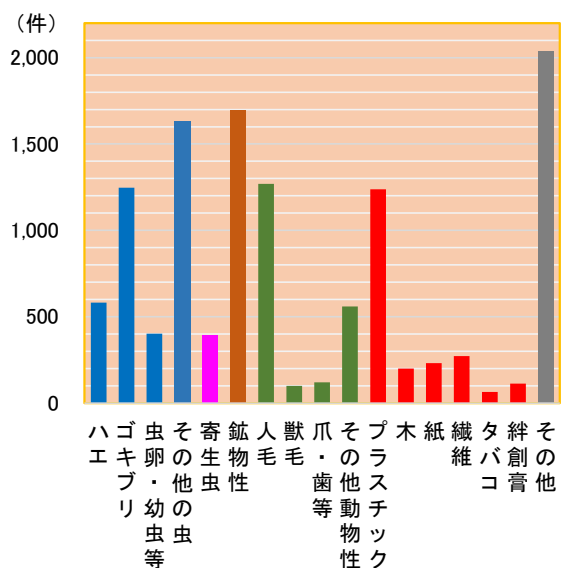
異物検査のご案内

- ・食品衛生法第6条4項において「不潔、異物の混入または添加、その他の理由により人の健康を損なうおそれがあるもの」について製造販売を禁止すると明記されています。
- ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」が改正され、『異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情を受けた場合は、保健所等へ速やかに報告すること。』(食安発1014第1号 平成26年10月14日)が、加えられました！

■要因別苦情総件数(東京都:2010年~2014年)

要因分類	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
合計	5,367	4,758	4,867	5,192	5,546
異物混入	812	639	681	755	981
腐敗・変敗	108	87	79	95	80
カビの発生	123	109	85	106	120
異味・異臭	377	281	292	277	307
変色	75	62	42	54	62
変質	58	32	31	38	51
食品・器具取扱	502	419	499	567	638
従事者	-	-	-	-	203
表示	201	201	201	242	250
有症	1,338	1,354	1,472	1,434	1,487
施設・設備	533	488	514	512	610
その他	1,240	1,086	971	1,112	757

■異物混入の内訳(東京都:2010年~2014年)



(東京福祉保健局「食品衛生関係苦情処理集計表」より抜粋)

■検査の流れ



■検査項目・納期

検査項目	納期
異物検査	4営業日
カタラーゼ試験	4営業日
比較品検査	4営業日
蛍光X線分析	要相談

※異物によっては納期が異なる場合があります。

※料金はお問い合わせください。



厚生労働省登録検査機関(食品衛生法)
ISO/IEC 17025:2017 認定試験所 認定番号 87001
株式会社 日本食品エコロジー研究所

〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1番9号
TEL. (078) 321 - 2311 FAX. (078) 321 - 3066

E-mail : jife-inq@hugp.com
URL : https://jife.co.jp

ホームページからのお問い合わせも
受け付けております。

